

西宮市営住宅駐車場滞納使用料処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市営住宅駐車場(以下駐車場という)使用料滞納者に対する催告について定め、滞納の解消及び駐車場の適正管理と有効活用を図ることを目的とする。

(督促)

第2条 納期限までに使用料の納付がない場合は、納期限の翌月25日までに督促状を送付する。

(催告)

第3条 使用料滞納者に対して、納付促進のため、文書、電話、職員による訪問等の催告を行う。

(1) 文書による催告は催告書を送付することにより行う。

(2) 文書による催告によっても納付のない者には、必要に応じ、面談・臨戸による催告を実施する。

(滞納使用料の支払い請求及び使用許可の取消し予告並びに使用許可取消し)

第4条 滞納期間が3ヶ月以上の滞納者で催告に応じない者に、滞納使用料の支払い請求及び使用許可取消し予告通知書を送付する。

2 使用許可取消し予告通知書送付後も滞納を解消しない滞納期間が6ヶ月以上の者には、使用許可取消し通知書を送付する。

3 使用許可取消し後は、滞納使用料の支払い請求及び駐車場の明渡し請求を行う。

(その他)

第5条 この要綱に定めのない必要事項については、都市局長の決裁を得て別に定める。

付則

1 この要綱は、平成15年4月1日より施行する。

2 この要綱は、平成16年4月1日より施行する。

3 この要綱は、平成18年4月1日より施行する。

4 この要綱は、平成20年4月1日より施行する。

5 この要綱は、平成26年4月1日より施行する。